

令和7年度

決算のお知らせ

当健康保険組合の「令和7年度決算」が、去る7月21日に開催されました第164回組合会において承認され、決定いたしました。

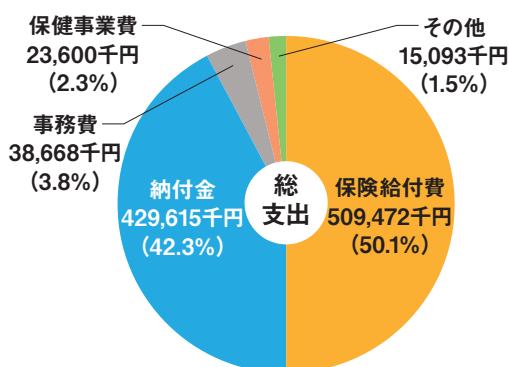
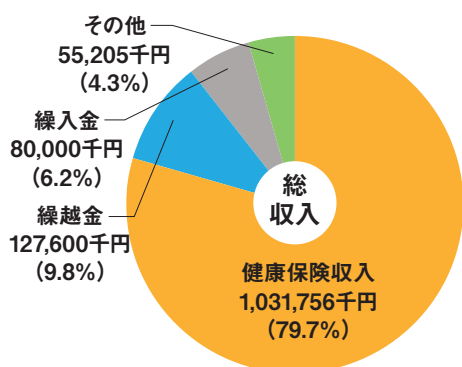
一般勘定は、収入面では、保険料率は9.9%を維持しましたが、平均標準報酬月額等の増加により保険料収入が増加、支出面では、高齢者医療制度の納付金が前年度より増加したものの、受診率や医療費全般にかかる保険給付費が減少し、経常収支としては33,433千円の黒字を計上しました。

介護勘定は、第2号被保険者数ならびに第2号被保険者1人当たりの負担見込額の増加による介護納付金の増加が今後も見込まれるものの、保険料率は1.95%を維持し、準備金繰り入れを行わず、57,499千円の黒字となりました。

ご家族の方には健診を、そして社員の方は保健指導や受診勧奨にしっかり対応をお願いいたします。健康維持のために何が大切かを考え、実践してください。

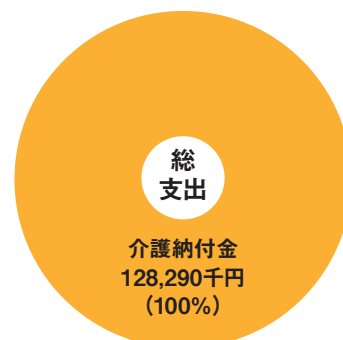
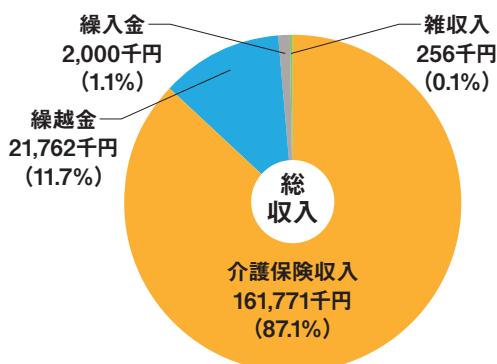
一般勘定

総収入は1,294,561千円（前年度比109,275千円、9.2%の増加）、総支出は1,016,448千円（前年度比8,844千円、0.9%の増加）となり、経常収入は1,035,521千円（前年度比37,153千円、3.7%の増加）、経常支出は1,002,088千円（前年度比7,712千円、0.8%の増加）となりました。



介護勘定

総収入は185,789千円（前年度比13,103千円、7.6%の増加）、総支出は128,290千円（前年度比27,366千円、27.1%の増加）となりました。



就任のごあいさつ

サンケン電気健康保険組合
理事長 力石 琢磨



日頃より当健康保険組合の運営に関しまして格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび令和8（2026）年9月1日付で、理事長に就任いたしました。

近年、健康保険組合を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加に加え、高齢者医療制度への拠出金負担の増大など、依然として厳しい状況が続いており、疾病の予防や健康づくりの推進が、これまで以上に重要になっております。また、デジタル化による医療サービスの効率化が進むなか、こうした変化への対応も求められています。

微力ではございますが、これまでの運営の成果を引き継ぎながら、加入者の皆さまの健康保持・増進と当健康保険組合の健全かつ安定した事業運営に努めてまいり所存でございます。何とぞ前理事長同様、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員および議員の紹介

当組合の運営に携わる役員および議員を紹介します

任期：令和7年4月22日～令和9年4月21日

令和8年9月1日現在

選 定 代 議 員			互 選 代 議 員		
役職名	氏名	所属事業所	役職名	氏名	所属事業所
理 事 長	力石 琢磨	サンケン電気株式会社	理 事	黒田 陽子	サンケン電気株式会社
常務理事	真島 格也	サンケン電気健康保険組合	理 事	柏谷 修子	山形サンケン株式会社
理 事	古屋 貢	サンケン電気株式会社	理 事	平尾 和明	サンケン電気労働組合
監 事	渡邊 隆行	サンケン電気株式会社	監 事	佐藤 充孝	サンケン電気株式会社
議 員	西尾美のり	サンケン電気株式会社	議 員	伊東 亨	福島サンケン株式会社
議 員	設楽 晴美	山形サンケン株式会社	議 員	藤澤 和子	新潟サンケン株式会社
議 員	佐藤 千秋	福島サンケン株式会社	議 員	西牧 善信	サンケン電気企業年金基金

（敬称略）

令和8年8月から 高額療養費制度 が見直されます



高額療養費 制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

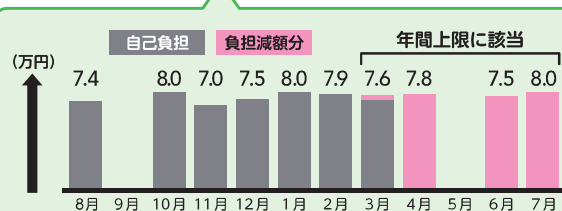
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例 (70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村 (国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111
においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% ＜140,100円＞	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円(※1)＞	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

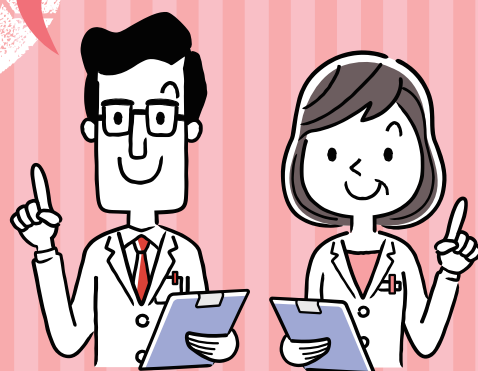
Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

健康診断は
12月末までに受診をお願いします

今年もしっかり健診を受けて 体メンテナンス

健診は、がんや高血圧などの生活習慣病を早い段階で見つけ、
早期治療、重症化予防につなげる貴重な機会です。
年に1度は必ず健診を受けて体の状態をチェックしましょう。



健診を受ける4つのメリット

merit 1 自分の健康状態が分かる

毎年健診を受け、
その都度記録をしていけば、
経年の数値の変化から、
自分の健康状態を客観的に
把握することができます。



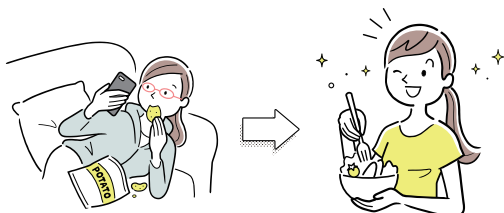
merit 2 病気の早期発見ができる

生活習慣病は、発症初期の段階では自覚症状がないまま進行する場合があります。
病気の早期発見・早期治療
のためには、健診の定期的な
受診が不可欠です。



merit 3 生活習慣の見直しのヒントになる

健診結果を確認することで、生活習慣を改善するための
具体的な指針を得ることができます。



merit 4 将来的な医療費を節約できる

体の異常を早期に発見し病気を予防することで、余計な
医療費を払わなくても済み、家計への負担を減らすこと
ができます。



♥ ご家族にも受診をお勧めください

被扶養者の場合、ご自身で申し込まないと健診を受けないままに
なってしまう、健康リスクが高まります。ご家族が健診を受けていない場合は、
ぜひ受診をお勧めください。



♥ 再検査・精密検査は必ず医療機関を受診しましょう

健診結果で「再検査」「精密検査」と判定された場合、放置していると
気付かないうちに病気が進行し重症化する恐れがあります。
自覚症状がなくても必ず医療機関を受診しましょう。